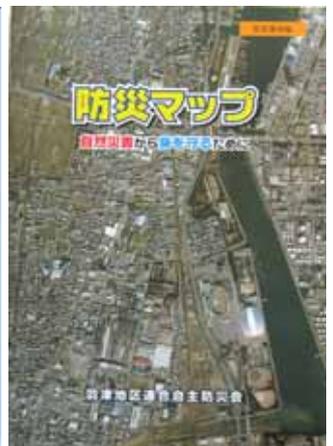
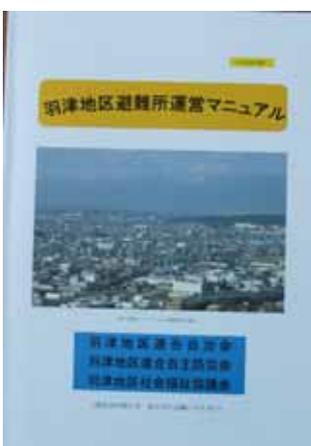
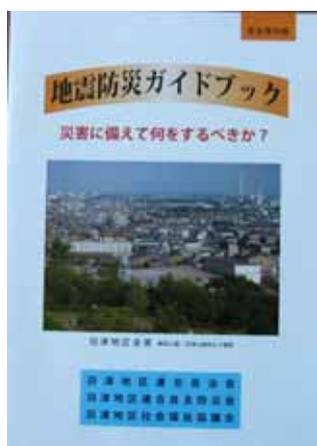


羽津地区 災害時対応マニュアル

いざというときに備えて



羽津地区連合自主防災会
羽津地区連合自治会
羽津地区民生委員児童委員協議会
羽津地区社会福祉協議会

平成20年9月30日作成

目 次

	ページ
1、 はじめに	2
2、 発行済みの冊子について	3
3、 災害時対応マニュアル	4
3、1 住民（町民及び組長）行動マニュアル	5
3、2 町本部 設置マニュアル	6
3、3 羽津地区災害対策本部 設置マニュアル	7
3、4 指定避難所 開設マニュアル	8
4、 羽津の防災について	9
4、1 羽津地区防災訓練（全体研修）	10

様式・添付資料

様式 2	避難者名簿
様式 21	災害時連絡表（住民用）
様式 22	時間経過でみる初期対応
様式 23	被害状況リスト（組長用）
様式 24	被害状況リスト（指定避難所用）（一般用）
様式 25	被害状況リスト（指定避難所用）（組用）
様式 26	災害対応体制と配備基準（早見表）
様式 27	災害対応体制と配備基準 その1
様式 28	災害対応体制と配備基準 その2
様式 29	羽津地区災害対策本部組織表
添付 21	指定避難所平面図 羽津地区市民センター
添付 22	指定避難所平面図 羽津小学校
添付 23	指定避難所平面図 羽津北小学校
添付 24	指定避難所平面図 羽津中学校
添付 25	気象庁『緊急地震速報』について
添付 26	気象庁『緊急地震速報知ってる!?』
添付 27	気象庁『一般向け緊急地震速報の利用の心得』

1、はじめに

羽津地区では『安全・安心まちづくり』をスローガンに、羽津のまちづくりを進めています。羽津のまちづくりは、羽津地区連合自治会と羽津地区社会福祉協議会が中心となって進めています。特に防災まちづくりにおいては羽津地区連合自主防災会が担当しています。

今回作成した羽津地区災害時対応マニュアルは、羽津地区連合自主防災会が中心となってまとめましたが、災害が発生した場合は地域の皆さんの協力と助け合いが不可欠です。マニュアルでは災害に対して日ごろ何をしておくべきか、また、いざ災害が発生した場合にどのように行動したらよいかを、わかりやすくまとめてあります。しかし、細部の対応まで書かれていませんので、地域の皆さんの協力と助け合いでカバーして頂きたいと考えています。

市域に警報（大雨、洪水、暴風等）が発表されたときや市域に震度4以上の地震が発生した場合、市では直ちに災害対策本部が設置されます。または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたとき、あるいは東海地震注意情報が発表されたときに設置されます。羽津地区では、第一次警戒体制で地区対策本部の設置が検討され、第二次警戒体制になると地区本部が設置されます。今何が起こっているのかを知るために、地域の皆さんは、テレビやラジオによる積極的な防災情報の収集に努めましょう。

平成19年10月1日より、緊急地震速報がテレビ・ラジオ等で放送されるようになりました。緊急地震速報が放送された場合に備えて、日頃からどのような対応をするべきかを考えておきましょう。

大地震が発生した場合、「時間経過でみる初期対応」（様式22）にあるように、まず身の安全を確保して下さい。揺れがおさまったら、火元を確認し、初期消火が可能なら消火します。次いで家族の安全を確認しましょう。地震が来たら、『まず身の安全を確保』と覚えましょう。

大災害が発生した場合、三日間はしのげるように準備をしておいて下さい。特に『水』と『食料』の備蓄です。災害の程度によりますが、消防車や救急車など行政からの救助や援助は、すぐには期待できません。しかし、大災害でも四日目になれば支援体制が整い、防災ヘリによる救援は期待できるでしょう。とにかく三日間は乗り越えられるよう各自が準備をしておきましょう。

災害時対応マニュアルには 災害が発生した場合の対応についてまとめてありますが、災害時に用いる書類の様式や文案等も載せてあります。必要な書類はCD盤よりプリントアウトするか、冊子よりコピーして利用して下さい。また冊子に書き込んでも良いでしょう。災害時の混乱も考慮し、事前にコピーするなどして準備しておくことも良いでしょう。

災害が発生した場合、まず身の安全を確保しましょう。そして、三日間は地域の協力と助け合いにより乗り越えましょう。

2、発行済み冊子について

平成17年度以降より、羽津地区連合自主防災会が主体となって、羽津地区の連合自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会らと協働して4冊子を発行しました。

今回、情報の利便性を考慮して4冊子の情報をCD盤にまとめて収録するとともに、指揮所(町本部)開設マニュアルや災害対応体制と配備基準・災害時連絡表等の様式を追加して、災害時対応マニュアルとしてまとめました。これらの資料は、各町内で行う防災訓練や防災会議等の参考資料として活用下さい。

No	冊子名	冊子内容(抜粋)	発行日
1	地震防災ガイドブック 災害に備えて何をすべきか?	<ul style="list-style-type: none"> ・羽津地区の防災組織 ・災害に対する備え ・避難について、指定避難所 ・警戒宣言について ・わが家の防災メモ 	H17/12 H20/9 改訂
2	羽津地区避難所運営マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を巡る基本的事項 ・避難所の役割 ・避難所運営委員会組織について ・避難所で必要な書式について ・羽津地区避難所連絡体制 	H18/3 H19/3 改訂
3	災害時要援護者行動マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者とは ・災害時要援護者のために ・災害時要援護者の避難行動等の特徴 ・災害時要援護者台帳 ・緊急連絡用カード 	H19/3
4	防災マップ 自然災害から身を守るために	<ul style="list-style-type: none"> ・空から見た羽津のまちなみ・地形 ・羽津地区の住宅全体地図 ・避難図用索引図 ・各自治会別避難図 縮尺は1/2500、上が北、複数枚表示も	H20/3



5	災害時対応マニュアル いざというときに備えて (CD3枚組)	<ul style="list-style-type: none"> ・羽津地区災害時対応マニュアル ・避難時に必要な書類 ・防災訓練・会議用資料(講師用) ・冊子を収録(ガイドブック、避難所マニュアル、災害時援護者行動マニュアル、防災マップ) 	H20/9
---	---	--	-------

- 1 : 1 , 4 は 全戸配布
 2 : 2 , 3 は 関係役員配布
 3 : 5 は 各町(自治会)配布

3、災害時対応マニュアル

羽津地区災害時対応マニュアルは、4冊子と3枚のCD盤で構成されています。3枚組のCD盤は、各自治会（自治会長）に1セット配布されています。

災害時対応マニュアルは、以下に示すように3枚のCD盤に全ての内容が収録されています。1枚目には災害時対応マニュアルの導入編と羽津の防災について、2・3枚目には4冊子の内容が収録されています。

・CD盤の収録内容について

CD盤 No	収録されている内容
1	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時対応マニュアル（1、はじめに～）・ 羽津の防災について(防災訓練用資料、平成20年度)
2	<ul style="list-style-type: none">・ 地震防災ガイドブック(冊子)・ 羽津地区避難所運営マニュアル(冊子)・ 災害時要援護者行動マニュアル(冊子)
3	<ul style="list-style-type: none">・ 防災マップ(冊子)

一枚目の災害時対応マニュアルでは、4冊子で書ききれなかった部分の補完を行いました。その収録内容を以下に示します。

・CDNo1の収録内容について

1、災害時対応マニュアルについて

住民（町民及び組長）行動マニュアル
町本部設置マニュアル
羽津地区災害対策本部設置マニュアル
指定避難所開設マニュアル
災害時連絡表（住民用）
時間経過で見る初期対応
被害状況リスト(組長用)
被害状況リスト(避難所用)
災害対応体制と配備基準 その1、その2
災害対応体制と配備基準（早見表）
羽津地区対策本部組織表

2、羽津の防災について

防災講座資料（平成20年防災訓練に使用）

3, 1 住民（町民及び組長）行動マニュアル

町民の場合

- ・災害発生時（地震の場合；添付書類の「時間経過でみる初期対応」を参照）

まず身の安全を確保する
初期消火できるものは 初期消火する
家族の安全を確認する
ガスの元栓・電気ブレーカーを切る
正しい情報を確認する
危険と感じたら組の集合場所へ避難する

- ・組長との連絡

被害が発生したら 組長に連絡する
救助に応援が必要なら 組長に連絡する
地震が震度5強以上の場合 組長に連絡か集合場所に集合する
避難の時は災害時連絡表を書き、組長に渡す

組長の場合

- ・組長の初期対応

組員の安否を確認する
被害状況の収集に努める
災害時要援護者の安否を確認する
初期消火、救助の要請に協力する
危険と感じたら組の集合場所へ避難する
集合した組員の災害時連絡表を集める
災害時連絡表より 被害状況リストにまとめる（事前に氏名など記入）

- ・自治会長(町本部長)との連絡

組員より被害の発生、救助の依頼があれば 自治会長に連絡する
組員の被災情報を被害状況リストに書き、自治会長に渡す
東海地震の注意情報が予知情報が発表されたときは、町本部に連絡するか参集する
地震が震度5強以上の場合は 町本部に連絡するか集合場所へ集合する

3, 2 町本部 設置マニュアル

・町本部設置基準

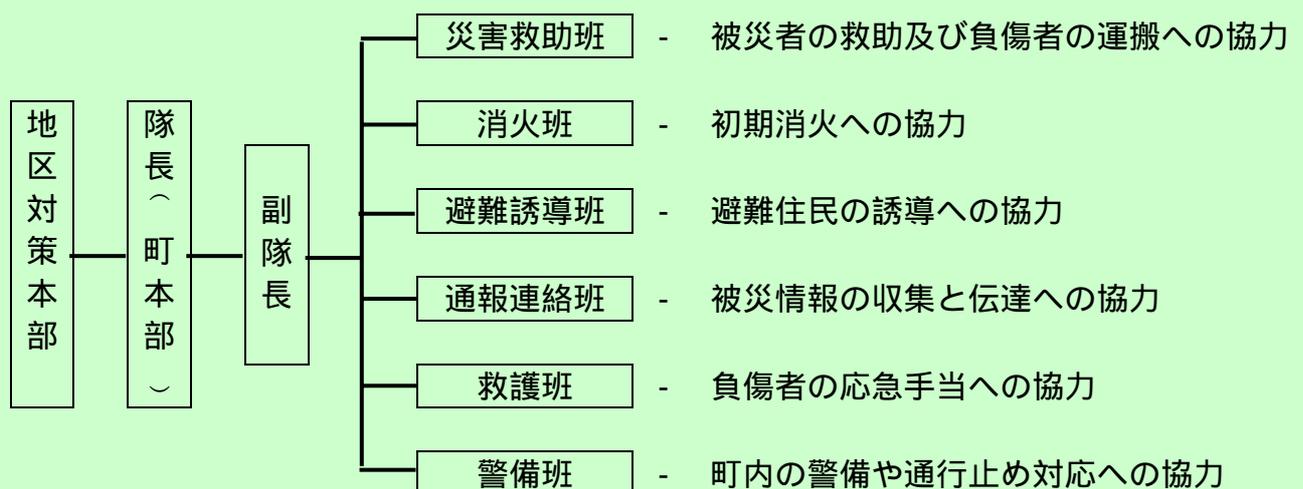
組長より被害報告や応援要請などがあったとき
地区本部の指示
被害が発生、または被害の拡大が予想されるとき
市域で震度5強以上の地震が発生したとき
東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

・町本部組織人事（自主防災組織が優先する）

隊長(町本部長) : 自治会長
副隊長 : 自治会役員、自主防災隊役員
班長 : 自治会長が任命

町本部は自治会長宅を原則とする。

・町本部の組織例（自主防災組織が優先する）（必要に応じて適宜増減する）



3, 3 羽津地区災害対策本部（以下地区本部と記す）設置マニュアル

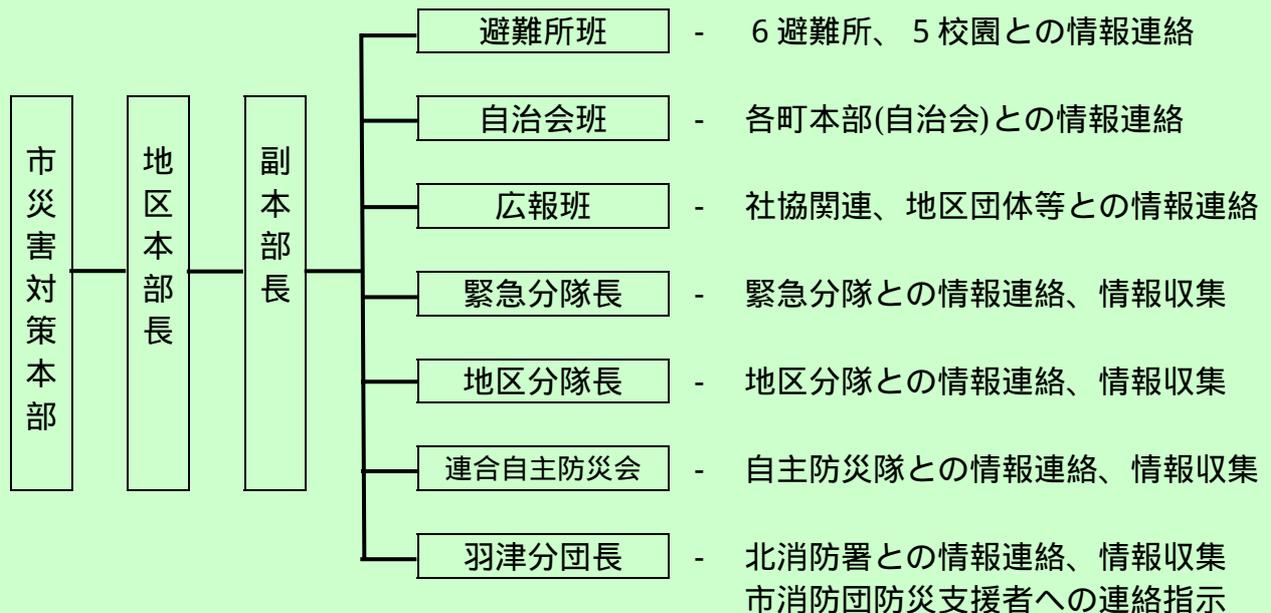
地区本部設置基準

町本部長からの被害連絡・応援要請などで役員参集し、協議後設置する
行政機関からの指示
被害が発生、または被害の拡大が予想されるとき
大津波警報が発令されたとき
「東海地震注意情報」が発表されたとき
市域で震度5強以上の地震が発生したとき

地区本部組織人事

地区本部長 : 連合自治会長
副本部長 : 連合自治会役員、連合自主防災会役員、地区センター館長
班長 : 羽津分団長、緊急分団長、地区分団長
自治会副会長（大宮第一、大宮第二、羽津中第一、羽津第一、
羽津第二等より本部長が任命する）
地区本部は 羽津地区市民センターにおく。

地区本部の組織（必要に応じて適宜増減する）



場合により副本部長が避難所班、自治会班、広報班を担当する。

3, 4 指定避難所開設マニュアル

・避難所開設基準

行政の判断で開設

市災害対策本部(総務部)および行政避難所担当者(税務理財部)、地区分隊(含センター館長)、緊急分隊は、被害状況により避難所を開設する必要があると認められるときは、関係施設の協力を得て避難所を開設する。

避難勧告・指示が出された場合

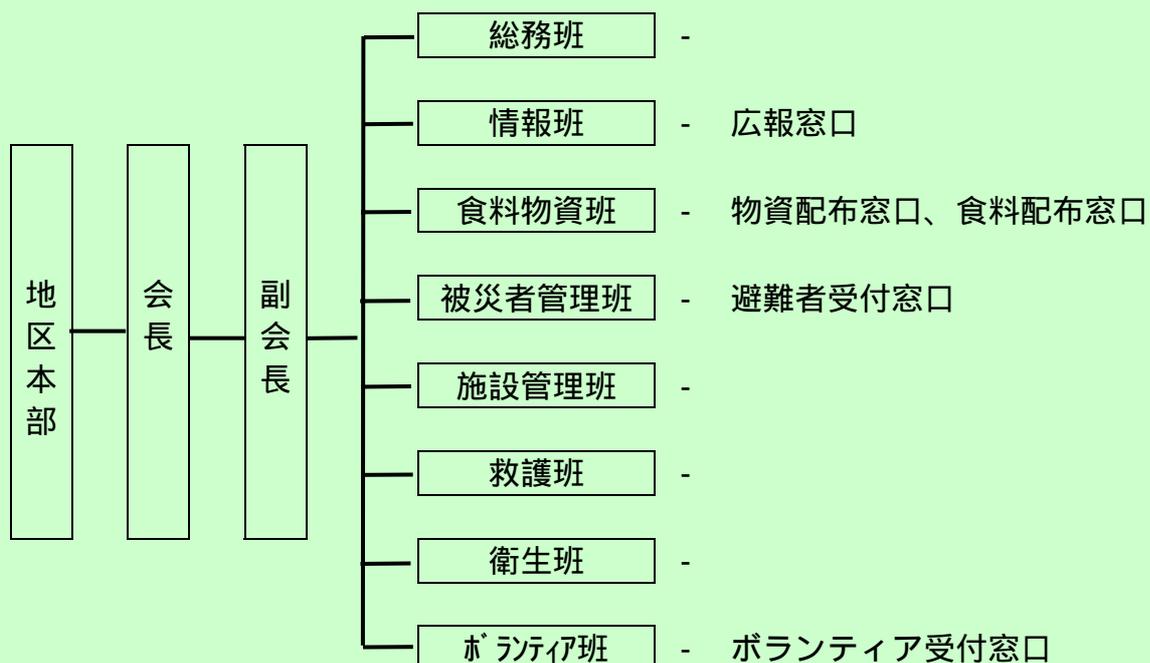
(住民が自主的に避難してきた場合は、行政が被害状況より判断する。)

・避難所組織人事(避難所運営マニュアル参照)

避難所運営委員会

会 長 : 連合自治会役員
副会長 : 連合自主防災会役員、自治会長
行政担当者 :
施設管理者 :
班 長 : 避難住民代表者、地域住民代表者

・避難所組織(避難所運営マニュアル参照)(必要に応じて増減する)



4、羽津の防災について

平成 16 年 6 月に羽津地区連合自主防災会が結成され、防災活動を推進しています。会では、平成 17 年度より地域住民の防災意識の高揚を目指して 4 冊子を発行し、広報を行って来ました。これまでの要点を整理し、各町での防災講座の資料に活用いただけるようにまとめて、羽津地区防災訓練(平成 20 年)の防災講座として講演しました。『羽津地区防災訓練(全体研修)』の講演資料は、4 冊子と共に各町での防災講座で活用下さい。